

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 治療用装具と補装具 —

Q: 椎間板ヘルニアの治療で医師の処方を受け、コルセットを作るため義肢装具製作所へ行ったところ、様々な義手や義足の見本が置いてありました。これらにも健康保険の適用があるのですか？

A: 義肢装具には大きく以下の2種類があります。

#### ◆治療用装具（訓練用仮義肢）

疾病又は負傷の**治療遂行上必要なもの**（症状の軽減、リハビリや矯正も含む）として**医師が必要と判断**した際に作成されるものです。

利用される保険制度は、

- ①労働者災害補償保険（療養の費用）
- ②協会けんぽなどの各種健康保険（療養費）
- ③生活保護法による医療扶助

です。また、公的制度ではありませんが、交通事故の場合には自動車損害賠償責任保険による補償もあります。

#### ◆補装具（更生用義肢）

治療が終わって**障害が固定した後**、日常生活上で必要な動作を援助するために作成します。**失われた身体機能の補完・代替**や**就労の能率向上、外見の再現**が目的です。

利用される保険制度は、

- ①労働者災害補償保険（社会復帰促進等事業）
- ②障害者総合支援法

などの他、介護保険によるレンタル等もあります。

費用負担については、①・②はいずれも**本人が全額を製作所に立替払い**（②は自己負担額あり）した後、**労働基準監督署や保険者・市町村に払い戻し請求**をしますが（償還払い）、障害者総合支援法では**自己負担額のみ支払い残りを製作所から請求**をしてもらう方法もあります（代理受領）。



2021年  
12月号

## 法改正ニュース

### — 傷病手当金支給期間の通算化 — （令和4年1月1日～）

（改正前）

支給開始日から起算して1年6ヶ月間  
…出勤に伴い不支給となった期間を含める）

→（改正後）

支給開始日から**通算して**1年6ヶ月間  
…出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して受けられる

※現在受給中の方も、**支給開始日が令和2年7月2日以降**（施行日の前日である令和3年12月31日時点で支給開始日から1年6ヶ月を経過していない）であれば、**上記の通算が適用**されます。

### — 任意継続被保険者制度の見直し — （令和4年1月1日～）

資格喪失事由に**被保険者からの申出**が追加  
…任意継続被保険者資格は**申出書が受理された日の属する月の末日まで**となり、**その翌月1日に資格喪失**します（原則、申出後の取消は不可）。

## 最近のニュースから

### — マイナ保険証の本格運用開始 —

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格運用が10月20日から開始された。国が進める医療のデジタル化の一環で、就職や転職、引越しをしても、マイナンバーカードを健康保険証として引き続き使うことができる（医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要）など、多くのメリットがあるとしている。ただ、カードの普及率は10月17日時点で38.8%、カードリーダーの設置など必要なシステムの導入を済ませている医療機関等は同月10日時点で全体の約7.9%にとどまっており、今後の普及が課題。